

個人タクシー事業の許可申請等の受付期間等の取扱い

個人タクシー事業の許可申請等について、運用の統一性、透明性を確保し、事案の迅速な処理及び申請者の負担の軽減を図るため、当該申請の受付期間等の取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月23日

北海道運輸局長 中本 光夫

記

1 新規許可申請の受付期間等

(1) 申請の受付期間

毎年10月1日から同月31日までとする。

なお、以下の①から④に該当する場合は、それぞれの受付期間等によるものとする。

- ① 「個人タクシー事業の許可等に係る法令試験の実施方法（平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第58号。以下「試験実施公示」という。）」Ⅱ4（2）またはⅢ5に基づく有効な合格証の交付を受けている者が、次の②から④以外の地域を営業区域とする申請の場合  
通年とする。
- ② 「個人タクシー事業の許可及び認可申請の審査基準（平成14年1月23日付け北海道運輸局公示第55号）Ⅱの地域を営業区域とする申請の場合  
通年とする。
- ③ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「タクシー適正化・活性化特措法」という。）第3条第1項の規定による特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の場合

特定地域指定期間内においては、受付を行わない。

④ タクシー適正化・活性化特措法第3条の2第1項の規定による準特定地域に指定されている地域を営業区域とする申請の場合

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月27日付け北海道運輸局公示第81号）」Ⅱ. 1. に基づき北海道運輸局長が公示した期間を受付期間とする。

(2) 法令試験の実施時期

試験実施公示で定めるところにより実施する。

(3) 処分の時期

別に定める標準処理期間の範囲内において随時行う。

2 譲渡譲受認可申請の受付期間等

(1) 申請の受付期間

通年とする。

(2) 法令試験の実施時期

試験実施公示で定めるところにより実施する。

(3) 処分の時期

別に定める標準処理期間の範囲内において随時行う。

3 相続認可申請の受付期間等

(1) 申請の受付期間

随時行う。ただし、申請が被相続人の死亡後60日以内になされるものであること。

(2) 法令試験の実施時期

随時行う。

(3) 処分の時期

別に定める標準処理期間の範囲内において随時行う。

附 則

- 1 平成14年における、記2(1)については、平成14年2月1日から同月28日までとし、同2(2)については、平成14年4月20日から同月30日までの間におけるいずれかの日に実施し、同2(3)については、平成14年5月末日までに、同2(4)については、平成14年7月末日までに行うこととする。
- 2 この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成16年9月30日付け北海道運輸局公示第39号）

この公示は、平成16年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成23年12月28日付け北海道運輸局公示第41号）

この公示は、平成24年4月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成26年1月27日付け北海道運輸局公示第88号）

この公示は、平成26年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（平成27年1月29日付け北海道運輸局公示第54号）

この公示は、平成27年1月29日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和2年1月27日付け北海道運輸局公示第86号）

この公示は、令和2年1月27日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和6年1月25日付け北海道運輸局公示第92号）

この公示は、令和6年1月25日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則（令和6年5月8日付け北海道運輸局公示第9号）

この公示は、令和6年4月1日以降に申請を受け付けたものから遡及して適用するものとする。